

静岡県告示第685号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年8月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

抜里山海戸 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
島田市		川根町抜里	山海戸	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	924-2 1号
			〃	924-4 2号
			寺山	1389-1 3号
			〃	1389-4 4号
			〃	1382-1 5号
			〃	1382-1 6号
			〃	1370-1 7号
			〃	1370-1 8号
			〃	山海戸 1007 9号
			〃	〃 1010 10号
			〃	〃 955-2 11号
			〃	〃 975-1 12号
			〃	〃 938-3 13号
〃	〃 928 14号			